

専門委員会の組織について

松江市景観条例第 49 条第 2 項および松江市景観審議会専門委員会設置要綱にもとづき、専門委員会を組織します。

伝統美観保存委員会	デザイン委員会	屋外広告物委員会
(小草 牧子)委員	(實重 彩香)委員	(富田 秀則)委員
(金坂 浩史)委員	(田淵 悟史)委員	(日野由紀子)委員
(杉原 潤一)委員	(千代章一郎)委員	(正岡 さち)委員
(藤間 寛)委員	(日之蔵里佳)委員	(松本 光弘)委員

※参考

○松江市景観条例
(専門委員会)

第 49 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長の指名する委員長及び委員をもって組織する。

○松江市景観審議会専門委員会設置要綱
(目的)

第 1 条 この要綱は、松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号。以下「景観条例」という。）第 49 条に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 伝統美観保存委員会
- (2) デザイン委員会
- (3) 屋外広告物委員会

(所掌事務)

第 3 条 伝統美観保存委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 松江市景観計画（松江市告示第 61 号。以下「景観計画」という。）に定める伝統美観保存区域内における建築物の建築等又は工作物の建設等の景観形成に関し、専門的事項を調査審議するものとする。
- (2) 景観計画に定める伝統美観保存区域の変更及び今後定めよう

とする伝統美観上保存すべき区域の景観計画の素案を検討するものとする。

2 デザイン委員会は、景観条例第 16 条に規定する公共事業等景観形成指針の素案の検討を行うとともに、景観計画に定める松江市景観計画区域内における具体の公共事業等や地区を対象に、デザインの提案や助言を行うものとする。

3 屋外広告物委員会は、松江市屋外広告物条例（平成 20 年度松江市条例第 50 号）第 3 条に規定する禁止物件、同第 4 条に規定する禁止地域、同第 7 条に規定する許可の基準、同第 8 条に規定する景観保全型広告整備区域、同第 9 条に規定する広告物活用区域、同第 10 条に規定する眺望保全区域、同第 15 条及び附則に規定する経過措置、同第 21 条に規定する違反に対する措置、その他屋外広告物に関する専門的事項を調査審議するものとする。

（組織）

第 4 条 委員会は、各委員会とも 9 人以内をもって組織する。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会に、高度な専門的知見等を有する者で市長が適当と認める者を臨時委員として置くことができる。

（会議）

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、会議の公正で円滑な運営が損なわれるおそれがあると認めるときその他特に必要と認めるときは、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て、これを公開しないことができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に参画させ、意見を求めることが出来る。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、歴史まちづくり部まちづくり文化財課景観政策係において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。